

新旧対照表

○千葉県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則

改正後	改正前
第十条 条例第十一条の規則で定める事項は、次の各号に掲げるとおりとする。 - 一 浄化槽管理者の氏名又は名称及び住所 - 二 浄化槽の設置場所、処理対象人員及び処理方式 - 三 浄化槽管理者から法第十条第三項の規定により浄化槽の保守点検の委託を受けた年月日（委託契約に委託期間の定めがある場合にあつては、当該年月日及びその期間） - 四 浄化槽の保守点検を実施した年月日 - 五 条例第九条第四項の研修を受講した浄化槽管理士の氏名並びにその研修の名称及び年月日 2 浄化槽保守点検業者は、条例第十一条に規定する帳簿を次の各号に掲げる事項を記載した日から、当該各号に掲げる期間保存しなければならない。 - 一 前項第一号から第四号までに掲げる事項 三年間 - 二 前項第五号に掲げる事項 五年間 3 前項に規定する帳簿について、書面の保存に代えて当該書面に係る電磁的記録（民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十六年法律第百四十九号）第二条第四号に規定する電磁的記録をいう。以下同じ。）の保存を行う場合は、次の各号に掲げる方法のいずれかにより行わなければならない。 - 一 作成された電磁的記録を浄化槽保守点検業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。以下同じ。）をもつて調製するファイルにより保存する方法 - 二 書面に記載されている事項をスキャナ（これに準ずる画像読取装置を含む。）により読み取つてできた電磁的記録を浄化槽保守点検業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体をもつて調製するファイルにより保存する方法 4 浄化槽保守点検業者が、前項各号の規定に基づく電磁的記録の保存を行う場合は、必要に応じ電磁的記録に記録された事項を出力することにより、直ちに整然とした形式及び明瞭な状態で使用に係る電子計算機その他の機器に表示及び書面を作成できなければならない。	第十条 条例第十一条の規則で定める事項は、次の各号に掲げるとおりとする。 - 一 浄化槽管理者の氏名又は名称及び住所 - 二 浄化槽の設置場所、処理対象人員及び処理方式 - 三 浄化槽管理者から法第十条第三項の規定により浄化槽の保守点検の委託を受けた年月日（委託契約に委託期間の定めがある場合にあつては、当該年月日及びその期間） - 四 浄化槽の保守点検を実施した年月日 - 五 条例第九条第四項の研修を受講した浄化槽管理士の氏名並びにその研修の名称及び年月日 2 浄化槽保守点検業者は、条例第十一条に規定する帳簿を次の各号に掲げる事項を記載した日から、当該各号に掲げる期間保存しなければならない。 - 一 前項第一号から第四号までに掲げる事項 三年間 - 二 前項第五号に掲げる事項 五年間 3 前項に規定する帳簿について、書面の保存に代えて当該書面に係る電磁的記録（民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十六年法律第百四十九号）第二条第四号に規定する電磁的記録をいう。以下同じ。）の保存を行う場合は、次の各号に掲げる方法のいずれかにより行わなければならない。 - 一 作成された電磁的記録を浄化槽保守点検業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物（以下「磁気ディスク等」という。）をもつて調製するファイルにより保存する方法 - 二 書面に記載されている事項をスキャナ（これに準ずる画像読取装置を含む。）により読み取つてできた電磁的記録を浄化槽保守点検業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもつて調製するファイルにより保存する方法 4 浄化槽保守点検業者が、前項各号の規定に基づく電磁的記録の保存を行う場合は、必要に応じ電磁的記録に記録された事項を出力することにより、直ちに整然とした形式及び明瞭な状態で使用に係る電子計算機その他の機器に表示及び書面を作成できなければならない。